

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	高砂市 予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高砂市長

公表日

令和7年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、次の事務を行う。 ・予防接種の実施に係る対象者の把握等事務 ・予防接種の接種歴管理事務 ・住民への情報提供及び相談事務 ・健康被害の救済に係る事務 ・予防接種の実費徴収に係る事務
③システムの名称	1 健康管理システム 2 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表14の項 2 行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表14の項 2 情報照会の根拠 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表14の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高砂市 健康こども部 健康文化室 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 TEL 079-443-9068
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 健康こども部 健康文化室 健康増進課 TEL 079-443-3936
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際は、事前に、パスワードによる保護等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行っている。	
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月16日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成29年5月11日時点	事後	
平成29年5月16日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成29年5月11日時点	事後	
平成30年5月15日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 なし(情報提供は行わない)	1 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第22条第1項 別表第二第一欄が「市町村長」で第二欄に「予防接種法」を含む項(16の2,17,18,19) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
平成30年5月15日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2 情報照会の根拠 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条	2 情報照会の根拠 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
平成30年5月15日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成29年5月11日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年5月15日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成29年5月11日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅰ関連情報②所属長の役職名	健康増進課長 岩本 恵子	健康増進課長	事後	様式変更による
令和1年6月18日	Ⅱしきい値判断項目の時点	平成30年5月1日時点	平成31年5月1日時点	事後	最新情報での時点
令和1年6月18日	Ⅳリスク対策	—	項目新設	事後	様式変更による
令和2年7月22日	Ⅱしきい値判断項目の時点	平成31年5月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	最新情報での時点
令和3年3月12日	Ⅰ関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、次の事務を行う。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、次の事務を行う。	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年3月12日	Ⅰ関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一の10の項	1 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10、93の2の項	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年3月12日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第22条第1項 別表第二第一欄が「市町村長」で第二欄に「予防接種法」を含む項(16の2,17,18,19) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 2 情報照会の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二第一欄が「市町村長」で第二欄に「予防接種法」を含む項(16の2、17,18,19) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	1 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第22条第1項 ・別表第二第三欄が「市町村長」で第四欄に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」を含む項(16の2,16の3) ・別表第二第三欄が「市町村長」で第四欄に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」を含む項(115-2) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 2 情報照会の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 ・別表第二第一欄が「市町村長」で第二欄に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」を含む項(16の2) ・別表第二第一欄が「市町村長」で第二欄に「予防接種法による給付の支給」を含む項(17,18,19) ・別表第二第三欄が「市町村長」で第四欄に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」を含む項(115-2) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目の時点	令和2年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	最新情報での時点
令和3年10月1日	Ⅰ関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	2 情報照会の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号	2 情報照会の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号	事後	9月1日施行の法改正による
令和3年10月1日	Ⅰ関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	高砂市 健康文化部 健康市民室 健康増進課	高砂市 健康こども部 健康文化室 健康増進課	事後	機構改革による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	高砂市 企画総務部 秘書広報広聴室 情報公開担当	高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当	事後	機構改革による
令和3年10月1日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒676-0021 兵庫県高砂市高砂町朝日町1丁目2番1号 高砂市 健康文化部 健康市民室 健康増進課	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 健康こども部 健康文化室 健康増進課	事前	事務所移転による
令和3年10月1日	II しきい値判断項目の時点	令和3年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		4 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠		・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年12月10日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	提供・移転しない	提供・移転する	事後	
令和4年7月1日	II しきい値判断項目の時点	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和5年7月1日	II しきい値判断項目の時点	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和5年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第22条第1項 ・別表第二第三欄が「市町村長」で第四欄に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」を含む項(16の2,16の3) ・別表第二第三欄が「市町村長」で第四欄に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」を含む項(115の2) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 2 情報照会の根拠 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 ・別表第二第一欄が「市町村長」で第二欄に「予防接種法による」を含む項(16の2,17,18,19) ・別表第二第一欄が「市町村長」で第二欄に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による」を含む項(115の2) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	1 情報提供の根拠 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第22条第1項 ・別表第二第三欄が「市町村長」で第四欄に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」を含む項(16の2,16の3) ・別表第二第三欄が「市町村長」で第四欄に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」を含む項(115の2) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2 2 情報照会の根拠 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 ・別表第二第一欄が「市町村長」で第二欄に「予防接種法による」を含む項(16の2,17,18,19) ・別表第二第一欄が「市町村長」で第二欄に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による」を含む項(115の2) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和6年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	削除	事後	
令和6年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	4 ワクチン接種記録システム(VRS)	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲)別表第一の10、93の2の項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録 システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条第1号～第6号、第67の2第1号、第2号	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表14の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	事後	
令和6年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (番号法)第22条第1項 ・別表第二第三欄が「市町村長」で第四欄に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」を含む項(16の2、16の3) ・別表第二第三欄が「市町村長」で第四欄に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」を含む項(115の2) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 2 情報照会の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (番号法)第19条第8号 ・別表第二第一欄が「市町村長」で第二欄に「予防接種法による」を含む項(16の2、17、18、19) ・別表第二第一欄が「市町村長」で第二欄に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による」を含む項(115の2) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	1 情報提供の根拠 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表14の項 2 情報照会の根拠 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表14の項	事後	
令和6年12月27日	I 9. 規則第9条第2項の適用	—	(項目新設)	事後	様式変更による
令和6年12月27日	IIしきい値判断項目の時点	令和5年4月1日時点	令和6年12月20日時点	事後	最新情報での時点
令和6年12月27日	IV8. 人手を介在させる作業	—		事後	様式変更による
令和6年12月27日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	(項目新設)	事後	様式変更による